

岩見沢スポーツセンター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第2 改正の内容

岩見沢スポーツセンターの使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第25号

岩見沢スポーツセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢スポーツセンター条例の一部を改正する条例

岩見沢スポーツセンター条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

使用料

区分			時間別使用料					
			午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B
アリ ーナ	専用 使用 で入 場料 等を 徴収 しな	アマ チユ アス ポ一 ツに 使 用 す る	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 3,540 市民以外 4,430	円 市民 5,630 市民以外 7,040	円 市民 5,630 市民以外 7,040

い場合	場合						
		営利を目的とする場合	68,620	68,620	68,620	68,620	74,340
	専用使用で入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	市民 15,420 市民以外 19,280	市民 15,420 市民以外 19,280	市民 15,420 市民以外 19,280	市民 20,570 市民以外 25,710	市民 20,570 市民以外 25,710
		営利を目的とする場合	138,600	138,600	138,600	138,600	144,300
個人使用の場合	小学生・中学生	2時間当たり	市民	90円			
			市民以外	110円			
	高校生	2時間当たり	市民	180円			
			市民以外	220円			
	大学生・一般	2時間当たり	市民	270円			
			市民以外	330円			

備考

- 1 専用使用で入場料等を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合に限り、アリーナの半面、4分の1面又は8分の1面を使用できるものとし、この場合の使用料は、半面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは市民1, 780円、市民以外2, 220円、夜間A及び夜間Bは市民2, 820円、市民以外3, 530円とし、4分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは市民900円、市民以外1, 120円、夜間A及び夜間Bは市民1, 420円、市民以外1, 770円とし、8分の1面の場合、午前A、午前B、午後A及び午後Bは市民450円、市民以外560円、夜間A及び夜間Bは市民720円、市民以外900円とする。
- 2 2以上の時間区分にわたって使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 3 市長は、使用者が使用当日において、あらかじめ許可された使用時間を超えて引き続き使用することとなる場合においては、スポーツセンターの運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、延長時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき各区分の1時間当たりの使用料とする。
- 4 冬期加算料は、11月1日から翌年4月30日までとし、この場合の加算料は使用料総額の8割とする。ただし、期間外においても暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。（個人使用の場合は除く。）
- 5 土曜、日曜及び祝日は、各使用料の3割増しとする。（個人使用の場合は除く。）
- 6 入場料等とは、入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類するものを徴収する場合をいう。
- 7 算出した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢スポーツセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。